

# 第4回嬉野市議会定例会議案

平成30年12月6日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
14	平成30年12月6日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
112	平成30年12月6日	嬉野市中央体育館駐車場条例について	6
113	〃	嬉野市うれしの市民センター条例について	10
114	〃	嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について	16
115	〃	嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	19
116	〃	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	21
117	〃	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について	23
118	〃	嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	25
119	〃	嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例について	27
120	〃	嬉野市公会堂条例を廃止する条例について	29
121	〃	指定管理者の指定について(嬉野総合運動公園、鷹ノ巣公園、轟の滝公園、嬉野市体育館、嬉野市中央体育館)	31
122	〃	平成30年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)	別冊
123	〃	平成30年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃
124	〃	平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
125	〃	平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	〃
126	〃	平成30年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
127	〃	平成30年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第1号)	〃
128	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
129	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
130	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
131	〃	平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)	〃
132	〃	建設工事請負変更契約の締結について	32
133	〃	建設工事請負変更契約の締結について	33
134	〃	建設工事請負変更契約の締結について	34

## 議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成30年12月 6日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務課	平成30年度 有蓋防火水槽(鍋野地区)設置工事	塩田町大字 馬場下地内	6,825,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	H30年11月13日	H30年11月13日 ～ H31年1月31日
2	総務課	平成30年度 防犯灯整備事業 塩田地区防犯灯のLED化取替工事	塩田町内	3,706,560	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲480-2 (株)松尾電機 代表取締役 松尾 一弘	H30年11月13日	H30年11月13日 ～ H31年1月31日
3	財政課	平成30年度 嬉野市体育館前改修工事	嬉野町大字 下宿地内	5,994,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H30年11月14日	H30年11月14日 ～ H31年2月15日
4	子育て支援 課	平成30年度 子ども・子育て支援整備交付金 嬉野小学校放課後児童クラブ新築工事	嬉野町大字 下宿地内	48,492,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿甲1823-8 (有)諸岡建設 代表取締役 諸岡 孝司	H30年11月12日	H30年11月12日 ～ H31年3月20日
5	農林課	平成30年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 関東頭首工油圧配管補修工事	塩田町大字 馬場下地内	10,800,000	指名競争 入札	佐賀市伊勢町15-1 (株)ミゾタ 取締役社長 井田 建	H30年8月30日	H30年8月30日 ～ H31年2月28日
6	農林課	平成30年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 馬場下排水機場補修工事	塩田町大字 馬場下地内	12,528,000	指名競争 入札	佐賀市唐人2丁目5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	H30年10月26日	H30年10月26日 ～ H31年2月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
平成30年第4回定例会								
7	農林課	平成30年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 下童排水機場電気設備補修工事	塩田町大字 谷所地内	54,216,000	指名競争 入札	佐賀市唐人2丁目5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	H30年10月26日	H30年10月26日 ～ H31年3月15日
8	建設・新幹 線課	30改第4号 市道小杭線道路改良工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	6,426,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H30年9月6日	H30年9月6日 ～ H30年12月14日
9	建設・新幹 線課	30改第5号 市道兔鹿野線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	4,158,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320-2 (有)井手造園土木 取締役 井手 勝広	H30年9月18日	H30年9月18日 ～ H30年11月30日
2 10	建設・新幹 線課	30補第12号 市道三丁線道路補修工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	1,760,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	H30年10月22日	H30年10月22日 ～ H30年11月30日
11	建設・新幹 線課	30年災第113号 市道湯野田木場線道路災害復旧工事	嬉野町大字 下宿地内	1,274,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H30年10月24日	H30年10月24日 ～ H31年1月31日
12	建設・新幹 線課	30年災第114号 市道別当線道路災害復旧工事	嬉野町大字 吉田地内	4,654,800	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H30年10月24日	H30年10月24日 ～ H31年1月31日
13	建設・新幹 線課	30年災第116号 市道宮ノ元山口線道路災害復旧工事	塩田町大字 谷所地内	4,568,400	指名競争 入札	佐賀市兵庫町大字藤木1281-14 佐賀安全産業(株) 代表取締役 水田 明	H30年10月26日	H30年10月26日 ～ H31年1月31日
14	建設・新幹 線課	30年災第115号 市道万才堤ノ上線道路災害復旧工事	塩田町大字 久間地内	1,803,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	H30年10月24日	H30年10月24日 ～ H31年1月31日
15	建設・新幹 線課	平成30年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 嬉野温泉駅1号線道路築造工事	嬉野町大字 下宿地内	15,984,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H30年9月6日	H30年9月6日 ～ H30年12月14日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
16	建設・新幹線課	平成30年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路6-3号線取付道路築造工事	嬉野町大字 下宿地内	4,821,120	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山丙1305 (有)サンブ工業 代表取締役 山口 健児	H30年9月3日	H30年9月3日 ～ H30年12月14日
17	建設・新幹線課	平成30年度(29線) 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 嬉野温泉駅3号線道路舗装工事	嬉野町大字 下宿地内	15,120,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間乙2717-1 西部道路(株) 嬉野営業所 所長 倉駕 伸浩	H30年11月5日	H30年11月5日 ～ H31年2月15日
18	環境下水道課	30公下第5号 温泉公園マンホールポンプ設置工事	嬉野町大字 下野地内	9,215,640	指名競争 入札	佐賀市北川副町大字江上186-1 (株)アイワ 代表取締役 福岡 龍一郎	H30年9月6日	H30年9月6日 ～ H31年1月25日
19	環境下水道課	30公下第6号 下岩屋マンホールポンプ設置工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	8,701,560	指名競争 入札	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2-8 (株)クボタ 九州支社 支社長 杉山 雅利	H30年9月6日	H30年9月6日 ～ H31年1月25日
20	環境下水道課	平成30年度 医療センター公共樹設置工事	嬉野町大字 下宿地内	1,782,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	H30年9月25日	H30年9月25日 ～ H30年10月15日
21	環境下水道課	平成30年度 五町田・谷所地区No. 863マンホール改修工事	塩田町大字 谷所地内	2,916,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	H30年10月10日	H30年10月10日 ～ H31年2月28日
22	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-041号浄化槽設置工事	嬉野町大字 不動山地内	2,754,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H30年10月4日	H30年10月4日 ～ H30年11月22日
23	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-064号浄化槽設置工事	塩田町大字 久間地内	2,678,400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	H30年10月30日	H30年10月30日 ～ H30年12月14日
24	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-060号外浄化槽設置工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	2,818,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H30年10月31日	H30年10月31日 ～ H30年12月14日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
25	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-059号外浄化槽設置工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	1,458,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	H30年11月1日	H30年11月1日 ～ H30年12月14日
26	水道課	新幹線温泉駅2号線 配水管布設(1工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	3,348,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島 正次	H30年8月27日	H30年8月27日 ～ H30年11月30日
27	水道課	新幹線温泉駅2号線 配水管布設(2工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	3,261,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	H30年8月27日	H30年8月27日 ～ H30年11月30日
28	水道課	市道温泉駅一丁田線 配水管布設(1工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	3,466,800	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	H30年8月27日	H30年8月27日 ～ H30年10月31日
29	水道課	市道温泉駅一丁田線 配水管布設(2工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	3,348,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	H30年8月27日	H30年8月27日 ～ H30年10月31日
30	水道課	市道温泉駅一丁田線 配水管布設(3工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	3,369,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H30年8月27日	H30年8月27日 ～ H30年10月31日
31	水道課	清水浄水場表洗ポンプ増設工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	2,322,000	随意契約	福岡県福岡市中央区天神3-9-25 水ing(株)九州支店 支店長 三村 幸正	H30年8月30日	H30年8月30日 ～ H31年2月28日
32	水道課	牛ノ岳減圧弁更新工事	嬉野町大字 不動山地内	2,646,000	随意契約	長崎県佐世保市白岳町50-4 松永エコライン(有) 代表取締役 松永 裕樹	H30年9月3日	H30年9月3日 ～ H30年11月30日
33	水道課	清水浄水場ろ過砂取替工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	15,768,000	随意契約	福岡県福岡市中央区天神3-9-25 水ing(株)九州支店 支店長 三村 幸正	H30年9月19日	H30年9月19日 ～ H31年2月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
34	水道課	県道嬉野下宿塩田線 舗装復旧工事	塩田町大字 大草野地内	4,806,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	H30年10月9日	H30年10月9日 ～ H31年1月31日
35	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(1工区)工事	塩田町大字 大草野地内	4,687,200	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	H30年10月9日	H30年10月9日 ～ H31年1月31日
36	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(2工区)工事	塩田町大字 大草野地内	4,708,800	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	H30年10月9日	H30年10月9日 ～ H31年1月31日
37	水道課	県道嬉野下宿塩田線 配水管布設替(3工区)工事	塩田町大字 大草野地内	4,806,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	H30年10月10日	H30年10月10日 ～ H31年1月31日
38	水道課	嬉野市水道事業 不動山地区遠隔監視システム更新工事	嬉野町大字 不動山地内	10,800,000	随意契約	福岡県福岡市博多区井相田3丁目7-12 テクノシステム(株) 代表取締役 梅田 公平	H30年10月31日	H30年10月31日 ～ H31年2月28日
39	水道課	生活基盤施設耐震化等補助金 (水道施設等耐震化事業) 清水浄水場耐震補強(1工区)工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	24,840,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	H30年11月2日	H30年11月2日 ～ H31年2月28日
40	水道課	生活基盤施設耐震化等補助金 (水道施設等耐震化事業) 清水浄水場耐震補強(2工区)工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	27,540,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H30年11月1日	H30年11月1日 ～ H31年2月28日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第112号

嬉野市中央体育館駐車場条例について

嬉野市中央体育館駐車場条例を別紙のように制定する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市中央体育館駐車場の管理運営に関し必要な事項を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市中央体育館駐車場条例

### (設置)

第1条 社会教育施設及び社会体育施設の利用促進を図り、市民の豊かな生活に寄与するとともに、道路交通の円滑化を図り、もって市内経済の活性化に寄与するため、嬉野市中央体育館駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嬉野市中央体育館駐車場	嬉野市嬉野町大字下宿乙／1461／1515／番地

### (利用車両)

第3条 駐車場を利用できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両のうち自動車（中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。以下「自動車」という。）とする。

### (利用の拒否)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
- (2) 自動車が発火性及び引火性のある物品又は駐車場の施設及び人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### (行為の禁止)

第5条 何人も、駐車場内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設その他物件又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

### (使用料)

第6条 駐車場の利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

### (使用料の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除するものと

する。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を利用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 駐車場の施設その他物件を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第10条 駐車場内において生じた利用者の損害については、市は、一切の責任を負わないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 指定管理者の指定の手続については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 第6条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、駐車場の利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第11条から第14条までの規定に基づく指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表 (第6条関係)

種類	使用料
一般駐車	24時間以内 300円 24時間を超えた場合24時間ごとに、300円
駐車券の紛失又は破損をした場合	一般駐車 3,000円
回数(サービス)駐車券	300円券11枚 3,000円

備考

1 嬉野市中央体育館、嬉野市体育館及びうれしの市民センターの利用者については、24時間以内は無料とする。

2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

議案第113号

嬉野市うれしの市民センター条例について

嬉野市うれしの市民センター条例を別紙のように制定する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市うれしの市民センターの管理運営に関し必要な事項を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市うれしの市民センター条例

### (設置)

第1条 市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興及び社会福祉の増進並びに地域住民が安全・安心に心豊かに暮らすことができ、住んで良かった、住み続けたいと思える地域づくりの活動に寄与するため、うれしの市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 うれしの市民センター

位置 嬉野市嬉野町大字下宿乙1515番地

### (職員)

第3条 センターにセンター長及びその他の職員を置くことができる。

2 センター長は、非常勤とすることができる。

3 非常勤のセンター長の報酬及び費用弁償は、嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）により支給する。

### (利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可について、条件を付することができる。

### (利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

2 市長は、センターの利用について、3日を超える継続利用は許可しないものと

する。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はセンターを利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用許可の条件を変更し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

2 前項の措置により利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(施設使用料及び冷暖房使用料)

第8条 利用者は、別表第1に定める額の施設使用料又は別表第2に定める額の冷暖房使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の施設使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第9条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により、センターの施設又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を掛けるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第4条及び第6条から前条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 指定管理者の指定の手続については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用に関する業務

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第16条 第8条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定めた額とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第8条、第16条関係)

区分	施設使用料 (1時間当たり)
会議室1-1	300円
会議室1-2	
会議室2	
会議室3	
会議室4	
和室	
調理室	500円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

2 施設使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 次の各号のいずれにも該当しない者がこの表に定める施設を占有利用する場合の施設使用料の額は、この表に定める施設使用料の10割増しの額とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所に通う幼児若しくは児童又は学校に通う生徒若しくは学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊する者

4 利用者が特別の設備を設置して利用する場合、その設備に係る経費（光熱水費を含む。）は、利用者が負担するものとする。

別表第2（第8条、第16条関係）

区分	冷暖房使用料（1時間当たり）
会議室1-1	100円
会議室1-2	
会議室2	
会議室3	
会議室4	
和室	
調理室	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 この表に定める冷暖房使用料には、消費税相当額を含む。

議案第114号

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について

嬉野市部設置条例（平成23年嬉野市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 平成31年4月に組織の機構改革を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例

嬉野市部設置条例(平成23年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 行政経営部
- (2) 総合戦略推進部
- (3) 市民福祉部
- (4) 産業振興部
- (5) 建設部

第2条を次のように改める。

(事務分掌)

第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。

### 行政経営部

- (1) 議会及び行政一般に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 人事及び給与に関すること。
- (4) 消防、防災及び交通安全に関すること。
- (5) 総合教育会議及び教育に関する大綱に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 公共施設の総合管理に関すること。
- (8) 市税の賦課徴収及び使用料等の収納対策に関すること。

### 総合戦略推進部

- (1) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。
- (2) 行財政改革に関すること。
- (3) 市民協働、男女共同参画及び地域振興に関すること。
- (4) 広報広聴及び情報戦略に関すること。
- (5) 企業誘致に関すること。
- (6) 新幹線、地域交通政策及びまちづくりに関すること。
- (7) 都市計画、公園に関すること。

### 市民福祉部

- (1) 戸籍、住民基本台帳等に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。

- (3) 保健に関すること。
- (4) 健康づくりに関すること。
- (5) 医療保険及び国民年金に関すること。

#### 産業振興部

- (1) 農業政策に関すること。
- (2) 地場産品の振興に関すること。
- (3) 観光及び商工に関すること。

#### 建設部

- (1) 道路、河川及び建築並びに住宅政策に関すること。
- (2) 農林整備に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 下水道に関すること。
- (5) 水道に関すること。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(嬉野市犯罪被害者等支援条例の一部改正)

第2条 嬉野市犯罪被害者等支援条例（平成28年嬉野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務企画部総務課犯罪被害者等支援室」を「総務防災課犯罪被害者等支援室」に改める。

(嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「産業建設部」を「建設部」に改める。

議案第115号

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用  
及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正す  
る条例について

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運  
動用ポスター等の作成の公営に関する条例（平成18年嬉野市条例第21号）の一  
部を別紙のように改正する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 公職選挙法の一部改正に伴い、嬉野市議会議員の選挙における選挙運動用ビ  
ラの作成の公営を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例（平成18年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「(嬉野市長の選挙における候補者に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第116号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18  
年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農地利用最適化交付金事業実施要綱の改正及び議会選出監査委員を選任しな  
いことにより、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「農業委員会会長代理」を「農業委員会副会長」に改め、「農地利用最適化推進委員」の次に「(以下この条において「農業委員等」という。)」を加え、「交付金」を「農地利用最適化交付金」に改め、「決定により」の次に「上乗せで」を加え、同条に次の1項を加える。

3 農業委員等については、農地利用の最適化に向けた活動を実施したときは、活動日数に応じ、日額2,200円を加算して支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第3項を削る。

別表監査委員(議会選出)の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第117号

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野公民館を廃止するため、条例を改正する必要がある。

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例

嬉野市公民館条例(平成18年嬉野市条例第85号)の一部を次のように改める。

第2条の表嬉野市嬉野公民館の項を削る。

別表嬉野市嬉野公民館の部を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日より施行する。

議案第118号

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国が省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一  
部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が相当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第119号

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例（平成24年嬉野市条例第28号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 利用者負担金の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例（平成24年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「

年間を通して児童クラブを利用する場合（年度の途中で入会し、又は退会した場合を含む。）	8月以外の月	月額2,000円
	8月	月額4,000円
学校の休業日の期間中に限り児童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	2,000円
	夏季休業日の期間	4,000円
	冬季休業日の期間	2,000円
	学年末休業日の期間	2,000円

」を「

年間を通して児童クラブを利用する場合（年度の途中で入会し、又は退会した場合を含む。）	8月以外の月	月額3,000円
	8月	月額6,000円
	土曜日に利用する場合	上記の月額に1,000円を加算する
	合	
学校の休業日の期間中に限り児童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	3,000円
	夏季休業日の期間	6,000円
	冬季休業日の期間	3,000円
	学年末休業日の期間	3,000円
	土曜日に利用する場合	夏季休業日の期間の額に
	合（夏季休業日の期間のみ）	1,000円を加算する

」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第120号

嬉野市公会堂条例を廃止する条例について

嬉野市公会堂条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市公会堂を廃止するため、条例を廃止する必要がある。

嬉野市公会堂条例を廃止する条例

嬉野市公会堂条例（平成18年嬉野市条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 121 号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野総合運動公園、鷹ノ巣公園、<br>轟の滝公園、嬉野市体育館、<br>嬉野市中央体育館 |
| 2 指定管理者の名称        | 一般社団法人嬉野市体育協会                                |
| 3 指定管理者の指定期間      | 平成 31 年 4 月 1 日から<br>平成 36 年 3 月 31 日まで      |

平成 30 年 12 月 6 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市嬉野総合運動公園等の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第132号

建設工事請負変更契約の締結について

平成30年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター建築主体工事請負契約の一部を、下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「950,400,000円」を「979,560,000円」に改める。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 工事の一部変更により契約金額を変更する必要がある。

議案第133号

建設工事請負変更契約の締結について

平成30年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター機械設備工事請負契約の一部を、下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「173,664,000円」を「177,033,000円」に改める。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 工事の一部変更により契約金額を変更する必要がある。

議案第134号

建設工事請負変更契約の締結について

平成30年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター電気設備工事請負契約の一部を、下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「167,400,000円」を「169,732,800円」に改める。

平成30年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 工事の一部変更により契約金額を変更する必要がある。